

## 議案第49号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

### 提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により、関係法律の改正が行われたことに伴い、規定を整備する必要がある。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（あきる野市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 あきる野市職員の給与に関する条例（平成7年あきる野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「、若しくは失職し」を削る。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「、若しくは失職し」を削る。

第21条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第26条第5項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

（あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部改正）

第2条 あきる野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成7年あきる野市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第42条第3項第4号ア中「ヌ」を「ル」に改める。

（あきる野市消防団に関する条例の一部改正）

第3条 あきる野市消防団に関する条例（平成7年あきる野市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「禁固」を「禁錮」に改め、同条第4号を削る。

（秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第4条 秋多都市計画事業武蔵引田駅北口土地区画整理事業施行規程（平成27年あきる野

市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第18条中「又は第3号」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和元年12月14日）から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（前項ただし書に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行の日前に、この条例による改正前の条例又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。